



ベストピア Bestopia

ベストピアは
小原靖夫の個人誌です

2013年8月号
第318号

私の8.11

(1) 憲法改正へ向けて

「八月や六日九日十五日」という作者不詳の句があります。この間に私の証生日があります。それも第二次世界大戦開戦の年です。そんなこともあって毎年八月は戦争と平和について考えています。

予想通り参議院選挙の結果を受けて憲法改正への道を歩み始めていますが憲法は私個人の人生に大きな転換をもたらしたことを思い出し、何故私が憲法にこだわるかを考えてみました。

(2) 満点をとって人生が変わった話

私の学業成績は小学校時代は、普通より下、中学生に成って少し上といった具合で推移していました。大きな夢も希望も抱いておらず、将来、何になりたいとか何がしたいとかの問も持っていませんでした。

中学3年の夏休み社会科の宿題に憲法の暗記ができました。理由は思い出せませんが一所懸命に覚えました。休み明けのテストでただ独り満点を取り、担任のN先生を喜ばせることになったのです。N先生はもの凄く嬉しそうに、誉めてくださいました。今まで、普通の下の者が突如として満点を取ったということで、学校中でも有名になり、卒業後もかなり後々まで語り継がれる事に発展するのです。

これがきっかけになり、私は勉強が好きになりました。それまでの私はなまけ者、すぼら者の烙印を押されていたのですが、俄然頑張り始めたのです。かくて、トップクラスの高等学校受験に成功し、大学は東京に出られるようになったのです。きっかけは、憲法の暗記にあった訳です。

特に前文は大好きでお経のように唱えていました。N先生の教えは「とにかく、世界は平和にならなければならない」を繰り返し強調されました。私も理屈抜きにそう信じていましたのでかつてない努力を苦もなくやり遂げたのです。感性が芽を出しはじめたのでしょう。懐しくなりましたので、前文を全文記します。(次ページ)

今日では種々の批判がありますが、あの時点では日米が最高のものとして決めたのです。押しつけられたという人も多いようですが平和という視点から誤りは何もないのです。寧ろ、日本が主導して他国へも平和を呼びかけているところがあるように私には思えるのです。それは、「諸国民との協和による成果」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」の文言にある諸国民への呼びかけです。これは、1945年までの日本の姿とは全く異

なった発想であり、日本が諸外国へ行った侵略的行為への懺悔と反省がこめられているように私には感じられるのです。

憲法を暗記して穴埋め問題で満点をとって人生が変わった私にとって、理屈抜きにそう簡単に改正されては困るのです。これを書いている最中に麻生副総理の「ある日気づいたらワイマール憲法がナチス憲法に変わっていた。あの手口に学んだらどうかね」との凄い発言がありました。最後に資料を添付します。

(3)非戦の憲法

憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義にして、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、信頼平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

人類普遍の原則の原点となる基本的人権についての憲法規定が第11条と第97条です。基本的人権とその由来が記されています。第97条は痺れる程に歴史が凝縮されています。

〔基本的人権〕

第11条国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる

〔基本的人権の由来特質〕

第97条この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

自由と権利について、第12条、第13条を記します。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

国民の不断の努力と公共の利益に反しない自律した人格、濫用をしないことが要求されています。そして、自由や個人の尊重は戦争のない世界でしか実現しないのです。

(4)第9条をみてみましょう

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

現政権は現行の憲法の下で集団的自衛権の行使を可能にしようとしていますが、これは、原初の理念に反することは前文より明らかです。もともと日本国憲法は「政府の行為によ

って再び戦争惨禍が起きることのないようにすることを決意した」非戦の立場をとっています。

情勢の変化の中で憲法解釈も進み、今ある規模の自衛隊が世界的にも認知されています。海上保安庁の皆さんは、現下の尖閣、竹島問題の対処もよく憲法を護り、冷静に且つ忍耐強く対応されていることは見事です。現場での個人的な過激な行動は「取り返しのつかない事変」に発展するものですが、憲法のもとで良く管理された自衛隊、海上保安庁の行動は素晴らしいと思います。

これらは非戦の理念は歴史をよく学んだところから出てくるものです。軍事上の優位を長く保った国は歴史上ありません。経済的繁栄もその例外はありませんが、平和な時代には比較的長く経済も成長し文化が発展しています。その例は、我国では徳川時代、西洋ではローマ帝国時代の中で96年から180年の間の最盛期、全盛期(五賢帝の時代)を中心とするパクス=ロマーナ、ローマの平和の時代(約200年間)です。

話は横道に反れますが、ヨーロッパを旅しますとローマの遺跡が大切に保存されていますが、これは、ヨーロッパの人々が理想とする、又、誇りとする時代だということです。EU構想の始まりも、愚かな戦争で自分も他人も傷付くことを避けたいとの願いからでした。パクス=ロマーナは今もヨーロッパの人々の心の中で生きつづけているDNAのようなのだと言われています。

平和な時代は戦費を社会のインフラに向けられ街道や水道橋、円形劇場が建設され、それが、今日までヨーロッパの各国に遣っているのです。

(5)非戦は非現実的と反論されるのが常套です。

外国の軍隊が侵入したら、防衛する武力をもたなければ国民の独立が守れないという反対と不安が当然のこととして議論されますが、それでも再軍備をしない。武器を徹底的に捨てる。愚かなるまでに相手を信頼することを率先できるのが日本なのです。非核を訴えられるのが日本なのです。

非戦論で有名な内村鑑三(1861年-1930年、第二次世界大戦は知らない)の後継者であった矢内原忠雄は、絶対平和の考えを第二次世界大戦前から主張されていました。

「絶対平和によって立つことを決心する国民に対しては、いかなる外国の軍隊も侵入して来ないだろう。神は神を信ずるものを捨てたまうことはないであろうという信仰であります。これは、神の守りを信ずる絶対信頼から生ずる態度であります。しかし、それだけではまだ足りない。万一外国が侵入して来たらどうするか。その時は、手をこまねいて、国の独立が亡びるにまかせるか。そうだ、平和の理想を守り、万一そのために国の独立が失われるとするならば、それは神の命じたもうところであるか、神の御意に従順に服うことが最善である。そこまで腹をきめませんと、絶対平和を主張することは出来ない」

(矢内原忠雄全集第20巻185-186頁)(矢内原忠雄、内村鑑三-新渡戸稲造-黒崎幸吉-の影響を受け南原繁の後任として1951年-1957年東京大学総長、)

戦争の放棄、武器を捨てることを強くした仏教詩人坂村真民は、般若心経の「空」の思想で捨てることが世界平和の鍵であると詩っておられる。

捨は、空といってもよい、無といってもよい

菩薩の若さ、菩薩の美しさ、みなそれは、空からきている、無からきている。

また捨は、まかせることである。木が美しいのも、花が匂うのも、この捨からきている。

歴史をしてみるがいい、民族も国家も個人も、みな繁栄のために滅んでいる。

持たなくてもいいものを、持ったがゆえに自滅した。中略

アメリカとソ連とが水爆を捨てない限り、世界は平和にならないし、人類はいつも戦争の恐怖にさらされやがては地球最大の危機がやってくる。捨こそ世界平和の鍵である。

(6)現代の哲学者柄谷行人は、最近の小論でも「憲法九条を 実行する」と主張されている。

「東アジアだけでなく、世界的に帝国間の対立や戦争が拡大する可能性がある。

その展望の中でどうすればよいか。実は、それは簡単である。国家が戦争を放棄すればよいのだ。もちろん、これは日本に限定されることではないが、日本の場合は憲法九条を実行すればよい。略

これを実行するためには、革命に等しい変革が必要である。が、それは、不可能ではない。軍備を拡大し、戦争に勝ち抜くことに比べれば、はるかに実現可能性が高い。戦争の放棄に関して、重要なのは、それを降伏や服従としてではなく、積極的な「贈与」として行うことである。軍事的な主権を「贈与」することは、服従とは違う。贈与することには、いわば「贈与の力」が伴う。そのようにいうと贈与の力が武力よりも強いということはある。非現実的だ、という答えがすぐに返ってくる。しかし、私はそう思わない。今のように戦争への道に向かいつつあるときに、ますます武力や財力の増強に訴えるということが、どうして現実的でありえよう。そんなことで解決が得られると考えることが空想的である。たとえば、日本があるいは、どの国でもいいが戦争放棄を宣言した場合、他の国が、そのような国を攻めるだろうかもし攻めたら、その国は世界中の世論から非難を浴び、回復不能な不名誉をこうむることになるだろう。だから、贈与には力があるのだ。戦争の放棄=贈与は、たんに120年前の反復を避けて、それを新たにやり直すだけでなく、もっと普遍的に、世界史的な意味をもつことになる。おそらく日本はそれと逆の道をたどるだろう。が、結局は、そこに行き着くことになる。ただし破滅のあとに。」
(『これからどうする』未来のつくり方-岩波書店編集部刊、第一論文3~4頁)

『これからどうする』未来のつくり方 (岩波書店編集部刊 2013年6月12日刊)

各界の228名が何をなすべきか、真剣に提案、面白い本です。

被災地から日本の未来のモデルを構築する」「絆を断ち切る」「どうなってもいい」
終末期医療と自己決定」「日本のプロ野球は危機的状況か」「チンパンジーから見た
人間の子育て」「数万年後のいまでも」学ぶことと働くことの結び目をどうするか」
等々、アベノミクス、日中関係、いじめ、働き方、人工生命と多種多様です

柄谷行人氏は1941年生まれである。この年に生まれた者はかすかに空爆の記憶を持っていますが、戦場の残忍さを直接体験していません。それ故に先人の体験を伝える使命があります。戦争の愚かさを論理的に説いていかねばならないのが私たちの年代の役割だと思います。

経済は本来人間の生活の手段であって目的ではない。これが目的となっているためにやってはならないことを自然に対しても他国に対しても平気でやりつづけている。経済合理性を追求する限り戦争は無くならない。平和の実現はない。原発問題もそこに帰着すると考えます。

原発も再稼働へ・世論形成

(1)海に原発汚染水

これは、当初から危惧されていたことですが東電がそれを認めたのは今年7月19日であり、公表まで時間がかかりすぎていることが批判されている矢先、8月1日の朝日新聞トップ記事は、「汚染水漏れ口 2年放置」との見出しで、「今年6月以降、汚染された地下水が海に流出していることが分かり抗道にたまった汚染水が地下に染み出して海へ漏れた可能性が強まっている。東電によると水の通り道をふさいでおらず、今も建屋と坑道は、筒抜けで高濃度汚染水が新たに流れ出している恐れがあるという。略今も閉塞できていない。」

このような危惧を事故直後に指摘し政府にも提言してこられたのが地下開発の専門家江口工氏である。「地下水放射能汚染と地震」(東電が見落とした新たな危険)が現実になったのです。関係者に再読を勧めたい、技術立国を自負しながら技術者不足で困っているにもかかわらず原発再稼働のみならず発展途上国に輸出する大胆さは、人の命を無視しても儲けに走る賤民的資本と国家の癒着のなにもものでもない。

朝日新聞が3・11以来毎日のように原発関連記事を掲載し、原発についての知識の啓蒙に努力していますが、7月27日には日本経済新聞も、原子力改革監視委員会の委員長(元NRCの委員長)デール・クライン氏の意見を載せています。

「対応のまずさに、いらだちを覚える。国民に情報を伝達する能力がないかのようだ」隠蔽体質は変わらず地元住民の不安は計り知れない。地下水への流出、海への投棄は、将来に向けて大きな被害がもたらされる危険が大きいことを国民は知らなければなりません。

同日の日本経済新聞の36面(福島経済特集)で、明るい記事が大きく報道されています。

「海開き、親子連れ盛況」と題して親子の幸せな写真が目をつけた。記事の一部は「海水浴場を開くには、放射線量の測定が前提となる。四倉と勿来では砂浜の空間放射線量はこれまでの測定結果はおおむね0.04~0.07マイクロシーベルト程度と県外と大きく変わらない水準で、海水の放射性セシウム濃度も検出限界値未満だ」と安全を訴えている。

同日同紙の38面の隅に各地の放射線量が掲載されている。福島市の7月26日午前9時のモニタリングポストは0.565となっており0.04の14倍にもなっています。新聞にしる書籍にしる情報の読み解きは本当に難しいことです。真実は何かの問を持ちつづけなければなりません。

(2)原発利権を追う

①始めは種子島であった

朝日新聞は7月後半から東電が廃棄物核燃料の中間処理施設の用地買収についての裏金疑惑を熱心に報道にいます。この記者が原発立地の裏コストの取材を始めたのは、10年前にさかのぼるが、常に箝口令(かんこうれい)に阻まれてきたと語っています。現在青森県むつ市に建設中の使用済核燃料中間貯蔵施設は、当初は鹿児島県の種子島の中種子町にある約30ヘクタール(東京ドーム6個分の広さ)の採石場跡地であったということ

この島で誘地計画が始まったのは1996年、採石場は「種子島鉱業」が前の採石業者から事業譲渡を受けて設立、役員1人に「日安建設」の役員が入っている。「日安建設」とは、原発利権でよく登上する白川司郎氏傘下の会社である。

福島第一原発の見学ツアーが始まったのが1999年で約400人の島民が参加。参加費は無料、交通費宿泊費などの多額の費用の出どころははっきりしない。

2004年9月記者は種子島の地元漁協幹部から「96年から97年ごろ、反対する人の説得のために、誘致運動費の現金4000万円を使った」との証言を得ていた。今年1月この資金源を詳しく確認するために自宅を訪れた。その妻は「夫は、行方不明になっている。昨年3月4日、一人で漁場に出たまま帰らなかった。海は凧ぎだったが、漁船も見つかっていない」とのこと。

ミステリードラマのようです。

結局地元の反対でこの計画は頓挫したが、推進者は「情報が漏れ、いろんな思惑が入り込んで失敗した。自治体のトップと直接秘密で話をしなければ計画は実現できない」ことを学習して、青森県むつ市に向ったという訳です。

②隠密裡に青森へ

むつ市での計画は自治体のトップ杉山市長が標的となったのは言うまでもないことである。くだんの白川氏とも会っている。この杉山市長は、個人的に重大な問題を抱えおり標的として格好であった。親族が経営する会社が経営難に落ち入り市長が個人保証、その金額が最大2億円あった。ここからは7月17日の朝日新聞のトップ記事につながり、西松建設が東電と相談したうえ、杉山市長を救済する為に、子会社から市長のおじに1億円を融資した。(汚れ仕事をしたのは西松建設、東電は出てこない仕組み、この仕組みには前さばきがあり、東電が、工事の欲しいゼネコンに裏で資金を捻出するように依頼し、後で工事原価に上乗せして穴埋めする仕組み—これを業界では「前さばき」と言うらしい)

しかし、返済しきれなかった。市長は在任中の07年、病気で急死、億の借金が残り相続放棄、その後10年には親族が経営する社長も死去。その遺族も約300坪の家屋敷を手放し

ていた。この間、中間貯蔵施設の建設は着実に進んだ。杉山社長の借金減らしに奔走した会社役員は、かつて東電幹部は「安い買物をした」と漏らしたのを忘れられないと語っている。(以上朝日新聞7月28—30日原発利権を追うから要約)

これほど組織的に後ろめたいことをしなければ進められない原発が人類の幸せをもたらす訳がありません。そして、その行きついたところは、制御不能、放射性物質の垂れ流し、空気汚染です。問題は福島にとどまるどころでなく、時間と共に日本全国に、海を越えて世界へと恐怖が広がっていきます。原発を廃炉にするには半世紀はかかります。この間日本の人口は減少しつづけます。経済生活は確実に縮小せざるを得ません。縮小志向の中で豊かな生き甲斐を求めて行く時が来ています。ならぬことはならぬ」が被災地からの声だと私は思います。

(3)廃炉が「即時解体」に戦略転換のフランス

58基の原発の建設をしたフランス電力(EDF)は、今、国内9基の原発の廃炉に取り組んでいる。原子力世界最大大手のアレバ社も協力して廃炉が進んでいる。

2000年に「即時解体」の戦略を決め解体環境工学センター(CIDEN)を創設した。

その理由は①50年も延期すると施設の運転の経験がある技術者の記憶が薄れる

②50年間解体を待つ間、施設の安全性を保たねばならない。(リスクとコストの双方がかかる)

EDFの理念は原発のAからZまで、即ち、原発を建設し運転、解体まですべて、「原発を運転する上での責任は解体を含む施設の寿命の全てに及ぶ」であるので、解体に携わる際にも建設や運転によって技術者がその過程に一貫して関わって得た経験を生かすことで解体作業も円滑にすることにしているとのことである。これほどに各々の原発施設には個別特殊性があるということなのでしょう。

アレバ社の廃炉部門の責任者アルノー・ゲイ執行副社長は以下の見解を表明しています。

①フランス国内の2カ所にある核燃料工業会の施設の廃炉作業を完了した

②英国にも米国のハンフォード・サイトの解体にも参加してアメリカにはアレバ社の従業員が500人近くいる。これはまだ終わっているとは言明していません。

(ハンフォード・サイトについては後述)

③EDFと協力してフランスの高速増殖炉スーパーフェニックスの廃炉にも10年前から取り組んでいる

福島第一原発の事故処理にも参画しているがその難しさについて

①地面に広がった廃棄物や汚染水を管理する必要があることから考えて、通常の原子炉の廃炉より、核燃料サイクル施設の解体(原発の炉心から燃料を取り出す技術は難度が高い)と共通するものが多い。チェルノブイリでも同じ事で未解決のままである。

しかし、蓄積している技術は福島でも応用できる

②日本でやりにくいのは(こういうハッキリした表現は避けていますが)閉鎖的であること及び「一番の障害は日本語で、何かするたびに通訳が必要」ということです。

控えめな発言のようですが通訳できる人がいないのです。

その上「前さばき」が重要な役割を果たす日本の廃炉ビジネスのマーケットは閉鎖的で、外国の参入は難しいようです。

50-60年代に造られた施設は、寿命を迎えつつあり、廃炉ビジネスはこれから企業間で連携をすすめていかねばならない。国際的なビジネスなのです。

技術者が足りないと嘆くことを止めて、教育と人口増加に重点的な政策が望まれます。

憲法改正して再軍備の道を進むか、廃炉産業で平和を目指すかは国民の賢明さによります。柄谷行人氏の最後の言葉が覆されることを願っています。

「ハンフォード・サイト」について ウキペディアより引用

マンハッタン計画^[編集]

[第二次世界大戦](#)中に[原子爆弾](#)を作成する[マンハッタン計画](#)が進められ、1942年にハンフォード・サイトが[プルトニウム](#)の精製場所として選ばれ、[アメリカ陸軍工兵司令部](#)は[デュポン社](#)と契約して、ハンフォード・サイトの核施設の建設を進めた。ハンフォードと近くの村から、1500世帯が転地させられたという。

1943年にHanford Engineer Works (HEW) の実際の建設が開始されて、一時は5万人の人々がハンフォード・サイトで働いた。1945年8月に第二次大戦が終わるまでに、3基の原子炉 (105-B、105-D、105-F)、3基のプルトニウム処理施設 (221-T、221-B、221-U、各250メートル) が完成している。ここで作られた原料からプルトニウム型原子爆弾が[ロスアラモス研究所](#)(当時は、サイトYと呼ばれた。)で製造され、[ニューメキシコ州](#)、[アラモゴード爆撃試験場](#)での核実験([トリニティ実験](#))に使われた。その後に[長崎](#)で実戦使用された([長崎市への原子爆弾投下](#))。

50年以上経っても危険な状態が続いています。

チェルノブイリも同じです。福島はこれからが問題です。

麻生副総理の憲法改正めぐる発言の詳細

麻生太郎副総理が29日、東京都内でのシンポジウムでナチス政権を引き合いにした発言は次の通り。

[ナチスの憲法改正「手口学んだら」麻生氏発言に関する記事はこちら](#)

僕は今、（憲法改正案の発議要件の衆参）3分の2（議席）という話がよく出ていますが、[ドイツ](#)のヒトラーは、民主主義によって、きちんとした議会で多数を握って、ヒトラー出てきたんですよ。ヒトラーはいかにも[軍事力](#)で（政権を）とったように思われる。全然違いますよ。ヒトラーは、選挙で選ばれたんだから。[ドイツ](#)国民はヒトラーを選んだんですよ。間違わないでください。

そして、彼はワイマール憲法という、当時ヨーロッパでもっとも進んだ憲法下であって、ヒトラーが出てきた。常に、憲法はよくても、そういうことはありうるということですよ。ここはよくよく頭に入れておかないといけないところであって、私どもは、憲法はきちんと改正すべきだとずっと言い続けていますが、その上で、どう運営していくかは、かかって皆さん方が投票する議員の行動であったり、その人たちがもっている見識であったり、矜持（きょうじ）であったり、そうしたものが最終的に決めていく。

私どもは、周りに置かれている状況は、極めて厳しい状況になっていると認識していますから、それなりに予算で対応しておりますし、事実、若い人の意識は、今回の[世論調査](#)でも、20代、30代の方が、極めて前向き。一番足りないのは50代、60代。ここに一番多いけど。ここが一番問題なんです。私らから言ったら。なんとなくいい思いをした世代。バブルの時代でいい思いをした世代が、ところが、今の20代、30代は、バブルでいい思いなんて一つもしていないですから。記憶あるときから就職難。記憶のあるときから不況ですよ。

この人たちがの方が、よほどしゃべっていて現実的。50代、60代、一番頼りないと思う。しゃべっていて。おれたちの世代になると、戦前、戦後の不況を知っているから、結構しゃべる。しかし、そうじゃない。

しつこく言いますが、そういった意味で、[憲法改正](#)は静かに、みんなでもう一度考えてください。どこが問題なのか。きちっと、書いて、おれたちは（[自民党憲法改正草案](#)を）作ったよ。べちゃべちゃ、べちゃべちゃ、いろんな意見を何十時間もかけて、作り上げた。そういった思いが、我々にある。

そのときに喧々諤々（けんけんがくがく）、やりあった。30人いようと、40人いようと、極めて静かに対応してきた。自民党の部会で怒鳴りあいもなく。『ちょっと待ってください、違うんじゃないですか』と言うと、『そうか』と。偉い人が『ちょっと待て』と。『しかし、君ね』と、偉かったというべきか、元大臣が、30代の若い当選2回ぐらいの若い国会議員に、『そうか、そういう考え方もあるんだな』ということを知るところが、自民党のすごいところだなと。何回か参加してそう思いました。

ぜひ、そういう中で作られた。ぜひ、今回の憲法の話も、私どもは狂騒の中、わーっとなったときの中でやってほしくない。

靖国神社の話にしても、静かに参拝すべきなんです。騒ぎにするのがおかしいんだって。静かに、お国のために命を投げ出してくれた人に対して、敬意と感謝の念を払わない方がおかしい。静かに、きちっとお参りすればいい。

何も、戦争に負けた日だけ行くことはない。いろんな日がある。大祭の日だってある。8月15日だけに限っていくから、また話が込み入る。日露戦争に勝った日でも行けて。といったおかげで、えらい物議をかもしたこともあります。

僕は4月28日、昭和27年、その日から、今日は日本が独立した日だからと、靖国神社に連れて行かれた。それが、初めて靖国神社に参拝した記憶です。それから今日まで、毎年1回、必ず行っていますが、わーわー騒ぎになったのは、いつからですか。

昔は静かに行っておられました。各総理も行っておられた。いつから騒ぎにした。マスコミですよ。いつのときからか、騒ぎになった。騒がれたら、中国も騒がざるをえない。韓国も騒ぎますよ。だから、静かにやろうやと。憲法は、ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていたんですよ。だれも気づかないで変わった。あの手口学んだらどうかね。

わーわー騒がないで。本当に、みんないい憲法と、みんな納得して、あの憲法変わっているからね。ぜひ、そういった意味で、僕は民主主義を否定するつもりはまったくありませんが、しかし、私どもは重ねて言いますが、喧噪（けんそう）のなかで決めてほしくない。

（朝日新聞2013年8月1日02時18分DIGITALから引用）

この文は熟読する必要があります。8月11日が無事でありますように祈ります。

ベストピア 8月号追加資料

ベストピア8月号は頑張って8月2日に書き上げましたが3日の朝日新聞朝刊を見て、追加しなければならぬと思いました。その(1)は福島第一原発の汚染水危機、(2)は集団的自衛権の解釈変更へ地ならし(3)被人道声明署名せぬ被爆国(日本)が1面から3面にかけて掲載されています。ベストピア本文ではこの道筋が既に引かれていることを指摘していますがそのスピードに驚いています。朝日新聞電子版から引用して掲げます。

(1)福島第一、汚染水危機

東京電力福島第一原発の放射能汚染水が海に流出し続けている問題で、原子力規制委員会は2日、初めての検討作業部会を開いた。しかし、抜本的な対策は示されず、東電が進めている対策では海への流出が止められない。事故から2年半たった今も八方ふさがりで、汚染の拡大を防げない危機的な状態が続いている。このままの状態が続けば、廃炉計画は破綻(はたん)しかねない。

すでに20兆~40兆ベクレル流出

■3週間で地表に到達の可能性

問題になっているのは、1~3号機の海側の敷地と港湾。地中に汚染水がしみ出し、海に漏れていると見られる。

東電は岸壁近くの土を薬剤で固めて遮水壁を造り、汚染水が海へ流出するのを防ぐ工事を進めている。遮水壁ができあがっていくにつれ、観測井戸の水位が地表から1メートルほどまでに急上昇した。遮水壁で地下水がせき止められ、行き場がなくなったためとみられる。

遮水壁は工法の制約で地下1・8メートルより深い部分しか造れない。すでに、観測井戸の水位が遮水壁の上端を上回っており、完成しても海への流出が止められないのではと懸念されている。このままのペースで上昇すれば3週間で、水が地面にあふれ出す計算だ。

地下には配管や電線などを通す坑道が張り巡らされている。事故直後に超高濃度の汚染水が2、3号機の坑道に流れ込み、計約1万1千トンの水がたまったままになっている。この汚染水が、地震などで壊れた坑道から地中に広がっているとみられている。建屋から坑道はつながったままで、汚染水の流れを止めるのは難しい。

2日の規制委の検討作業部会では、汚染された地下水をくみ上げるべきだとの指摘が出た。遮水壁による東電の対策では不十分との考えからだ。

東電の担当者は会議で、遮水壁の工事の影響で、地下水をくみ上げるポンプの設置は8月後半になると回答。海への流出を防ぐには1日約100トン単位でくみ上

げる必要があると試算する。だが、くみ上げた水を保管する場所がないのが実情だ。

東電は、遮水壁を延ばして汚染水が広がっていると見られる場所を10月までに取り囲んで漏出を防ぐ工事をする。東電原子力・立地本部の尾野昌之本部長代理は2日、記者会見で「追加対策をすれば、相当改善される」と述べた。

東電はこれとは別に、山側から流れる地下水が原子炉建屋に流れ込んで汚染される前にくみ上げて海に流し、汚染水が増えるのを抑える計画を進めている。しかし、地元漁協は今回の海への汚染水流出を受けて反発している。



〈福島第一原発の放射能汚染水問題〉 事故で溶けた燃料を冷やした水に地下水が混ざり、1日約400トンずつ汚染水が増えている。浄化装置で放射性物質を取り除いているが完全に取り切れないため、敷地内のタンクにため続けている。汚染水は7月30日現在で約42万トンにのぼる。

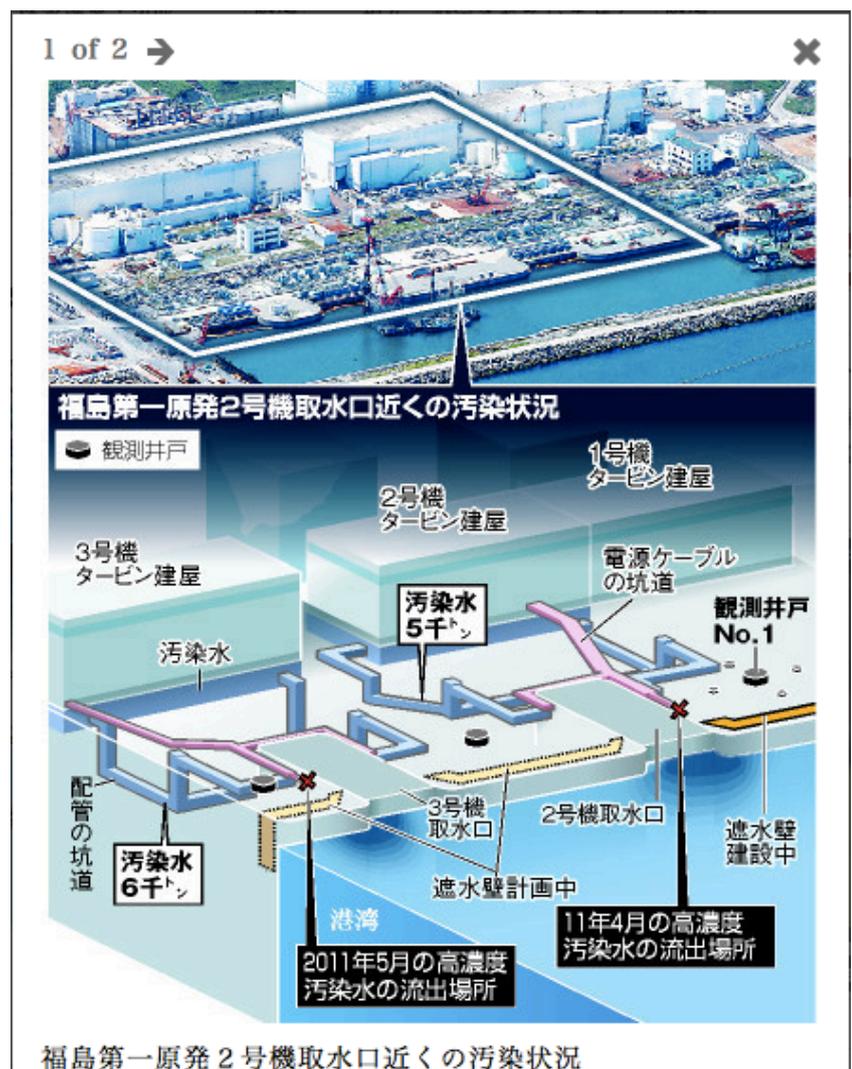
一方、4月には地下貯水槽から地中に汚染水が漏れていたことが発覚。さらに、海への汚染水漏れが今も続いており、東電は汚染水を管理できない状態が続いている。

[朝日新聞デジタルトップ](#)
2013/08/03

「地下水放射能汚染と地震」
東電が見落とした新たな危険
工業博士 江口 工 著
2012年4月2日発行

是非読んで早期解決に向けた知恵の結集を望みます。

長い時間をかけて地下水は、思わぬ方向に移動すると言われています。稼働に意識が向いているため事故処理は計画通り進んでいません。全ての原発の廃炉を決定して、廃炉戦力に集中して技術開発、海外先進国への協力依頼によって一日も早く危機的状況から脱して頂きたいと願い祈ります。



福島第一原発2号機取水口近くの汚染状況

(2)集团的自衛権解釈変更へ向かう

安倍晋三首相が悲願の集团的自衛権の行使容認に向けて「法の番人」の人事に踏み切った。内閣法制局長官に外務省出身者を起用する極めて異例な人事は、「安倍色」の政策を官邸主導で進めていくという強い意思の表れだ。

首相が小松一郎駐仏大使を法制局長官に充てる方針を固めたのも、集团的自衛権の行使容認をはじめとする安保論議を加速させる布石だ。

首相には、内閣法制局による憲法解釈が行使容認を阻む壁になってきたという思いがある。

どう乗り越えるか。実は首相は参院選中から法制局長官の交代を視野に入れていた。首相周辺は「長官を代える手もある」と漏らし、法制局全体を「安倍色」に染めることをひそかに検討していた。

参院選での大勝後、首相は7月22日の記者会見で集团的自衛権の行使容認について議論の加速を表明、そして今回の人事となった。今回の人事案に対し、自民党の石破茂幹事長は2日の記者会見で「集团的自衛権を行使できるようにするという我が党の立場からすれば、極めてふさわしい人材を得た」と評価する。

首相は月内にも私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を再開。秋にもまとまる報告書を受けて首相が年内に憲法解釈変更を閣議決定し、来年の通常国会で関連法を整備する「最速シナリオ」も政権内にはある。

「集团的自衛権の行使容認は首相の意思。何とかなる」と官邸主導に期待する。

憲法解釈を変え集团的自衛権の行使を完全に認めれば、米本土への攻撃にも自衛隊が「海外派兵」されうる。憲法9条はそのままどこまでできるのか、知恵を絞るのは法制局だ。

日本攻撃に至るおそれのある周辺事態での米軍への後方支援やP K Oでの他国軍との協力に向け、政権は自衛隊に「他国軍の武力行使との一体化」を禁じる憲法解釈の変更も目指す。「専守防衛」の自衛隊は大きく変わることになる。

(朝日新聞2013年8月3日デジタル版を要約)

首相の権限は絶大である。邪魔者は排除されるのは常套手段ですが、今回の人事は「内閣法制局との100年戦争」の流れを変えるほど大きなもので「憲法の番人」が揺らぐとの警告がなされている。

以上ベストピア8月号の資料の追加とします。数日後には原爆記念日、その後に敗戦記念日と続きますが、その度に首相は、平和に関するメッセージを読み上げます。ソフトランディングで憲法改正を狙っているのは麻生さんだけではないのです。核兵器の保有も視野に入っているかも知れません。国民の賢明さが求められます。

(3)非人道声明 署名せぬ被爆国（日本）

4月24日午後4時、スイス・ジュネーブ。2年後の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた第2回準備委員会で、核兵器の非人道性を訴える共同声明が発表された。文中の「核兵器が二度といかなる状況でも使われないことが人類生存の利益になる」との部分の修正を日本が求めていた。北朝鮮の核開発など周辺の脅威には米国の核抑止力に頼る実情を踏まえ、「いかなる状況でも（under any circumstances）」の3語は、米の行動を制限しかねないと考えた。

「安全保障環境は厳しさを増し、米国の核戦力を含む日米同盟の抑止力で自国の安全を確保する必要がある」岸田外相の指示で被爆国日本は調印しなかった。

ジュネーブの政府間会合を見守った、NGO「ピースボート」の川崎哲共同代表（44）は日本政府の姿勢を批判する。「被爆国の日本は核兵器の非人道性を最初に主張した。しかし核抑止論に固執し、多くの国が核の非人道性を訴える新たな潮流の中で、置きざりにされつつある」

国際会議で「核兵器の非人道性」がキーワードに浮上したのは、2010年のNPT再検討会議の合意文書だ。「核兵器使用がもたらす壊滅的な人道の結果に深刻な懸念を表明」との表現が盛り込まれた。これに、核保有国による「段階的核廃絶」が進まないことに不満を抱くスイスやノルウェーなどが着目。昨年から今年4月、核兵器の非合法化や非人道性に言及する共同声明が3回、国際会議で採択された。しかし日本は、核保有国やドイツ、韓国などと一連の声明への賛同を見送ってきた。

政治家は何枚の舌をもっているのだろうか？

日本の国是になっている「非核三原則—核兵器をもたず、つくらず、もちこませず」について経緯を纏めました。

- ①1995年12月、中曽根康弘議員「原子力燃料を人間を殺傷するための武器としては使わない」
- ②1957年2月、岸信介首相「日本に原子爆弾を持ち込むというような事柄はいかなる意味においてもこれは適当でないというお考えに対しましては、私は全然同感であります」
- ③1957年5月、岸信介首相「自衛権を裏付けるに必要な最小限度の実力であれば。私はたとえ核兵器と名がつくものであっても持ちうるというのを憲法解釈としては持っております。しかし今私の政策としては核兵器と名前のつくものは今もつというよ

うな、もしくはそれで装備するという考えは絶対にとらぬということで一貫して参りたい。

④1959年3月、岸信介首相は「防衛用小型核兵器は合憲である」との判断をあきらかにした。そして、1960年日米安全保障条約が締結された。沖縄への有事の際の核兵器持ち込みが密約されていた。これが明らかになったのは2009年であった。

(下記資料参照)

⑤1967年12月8日小笠原の返還にあたって(核燃料、核廃棄物を、製造せず、装備せず、持ち込まずの非核三原則を明確にするや否やの公明党竹入議員の質問に対して11日佐藤栄作首相が日本は「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を示した。

⑥1968年1月30日佐藤栄作首相は、この非核三原則を含めた核政策4本柱を表明(非核三原則、核廃絶、核軍縮、米の核抑止力依存、核エネルギーの平和利用)

⑦1974年、非核三原則を示したことによって佐藤栄作はノーベル平和賞を受賞。ノーベル平和賞委員会が発行した記念誌の執筆者の一人であるオイビン・ステネルセン氏は「佐藤栄作氏を選んだことはノーベル賞委員会が犯した最大の誤り」との見解を発表した。

⑧2002年福田康夫内閣官房長官は「非核三原則は、国際情勢が変化したり、国民世論が核を持つべきだとなれば、変わることもあるかも知れない」「核兵器は理屈から言って持てる」「政策判断として持つのはやめるのが非核三原則」と発言。」

⑨2009年、鳩山由紀夫首相は過去の核持ち込みに関する調査を開始。翌年沖縄に核兵器が持ち込まれていた事実を発表。

核持ち込みの日米密約をめぐる外務事務次官経験者(80～90年代)4人の内の一人の証言要旨は次の通り。

次官引き継ぎの時に「核に関しては日米間で(非公開の)了解がある」と前任者から聞いて、次の次官に引き継いでいた。これは大秘密だった。

米軍艦船や米軍機に積まれた核は事前協議の対象にならないということは、60年から日米間で了解されている。だから日本政府は国民にうそをついてきた。

(密約の内容を)メモ書きした文書が外務省に存在し、自分はそれを読んだ。大平正芳氏が外相だった時に(日米間で)確認したということも秘密の文書に書いてあり、それも読んだことがある。